

平成30年第7回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 平成30年7月30日（月）
開会 15時34分 閉会 16時45分
- 2 場 所 佐伯市教育委員会 教育委員会室
- 3 出席者の氏名
教育長 土崎 谷夫
委 員 桑門 超 委 員 米倉 ゆかり
委 員 平井 國政
- 4 事務局
教育部長 狩生 浩司 教育総務課長 吉村 岩雄
学校教育課長 高野 徹 社会教育課生涯学習推進係総括主幹 米田 啓
体育保健課長 榎 英樹
本日の書記 総括主幹 須山 禎宏 副主幹 團塚 竜二
- 5 付議した議案 5件
- 6 報告事項等 2件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 0名

開 会

教育長 ただいまから平成30年第7回佐伯市教育委員会を開会します。

事務局 (出席委員の確認)

前回会議録の承認

教育長 前回の第6回教育委員会の会議録の承認を桑門委員お願いいたします。
(会議録に署名)

教育長の報告

- ・6/21～23 侍ジャパン佐伯合宿
- ・6/24 国木田独歩忌
- ・6/26 市議会閉会
- ・6/28 第1回佐伯市立幼稚園及び小・中学校教育問題検討協議会
- ・7/3 教育行政内部評価
- ・7/4 公共施設等総合管理計画職員研修会
- ・7/5 通学路安全合同点検
- ・7/9～13 こんばんはバレーボール大会
- ・7/15 堅田鮎の集い

- ・7/16 海洋少年団総会
- ・7/18 本匠小・中防災教育実践委員会
- ・7/20 佐伯市歴史的環境保存審議会
- ・7/22 PTA 連合会指導者研修会
- ・7/24 毛利家関係協議
- ・7/25、27 中学校県体
- ・7/26 市町村教育長協議会

議 案

【議 事】

議案第 24 号 平成 31 年度使用中学校教科用図書の採択について

教育長 それでは議事に入りたいと思います。議案第 24 号平成 31 年度使用中学校教科用図書の採択について、担当からお願いします。

学教課長 平成 31 年度使用教科用図書の採択について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 6 号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。提案理由は、道徳が「特別な教科」とされ、それに伴って中学校で使用する教科書の検定が昨年度実施されました。平成 31 年度からの使用に向け、教科書採択を今年度 8 月までに行う必要が生じたためです。あわせて小学校の教科書の採択について、引き続き今年度採択の教科書を使用したいので承認を求めるものです。まずは、採択協議会の審議について桑門会長から答申を行います。

桑門委員 =答申内容を説明=

学教課長 =教科書の採択内容を説明=

教育長 協議会の答申を尊重し平成 31 年度に使用する教科書の採択を承認することについて、ご意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第 25 号 佐伯市学校支援センター組織運営規程の一部改正について

教育長 議案第 25 号佐伯市学校支援センター組織運営規程の一部改正について、担当からお願いします。

学教課長 議案第 25 号佐伯市学校支援センター組織運営規程の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。提案理由は、佐伯市立学校管理規則の一部改正に伴い、引用している条項の整理を行うためです。その内容は、平成 26 年の佐伯市立学校管理規則の一部改正により同規則第 26 条第 5 項が第 26 条第 6 項に改正されたことにより、当該条項を引用している佐伯市学校支援センター組織運営規程の改正が必要なためです。以上です。

教育長 本来は、佐伯市立学校管理規則の一部改正が行われたときに改正されるべき案件であります。ご意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第 26 号 佐伯市文化財保護審議会委員の委嘱について

教育長 議案第 26 号佐伯市文化財保護審議会委員の委嘱について、担当からお願いします。

社教総括 議案第 26 号佐伯市文化財保護審議会委員の委嘱について、佐伯市文化財保護審議会委員に次の者を委嘱したいので、佐伯市文化財保護条例第 47 条第 3 項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。提案理由は、欠員が生じたため、後任委員を委嘱したいので提出するものであります。以上です。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。

桑門委員 地区代表はどのような選び方なのか。

社教総括 地域の方から文化財等に精通した人を選びます。

教育長 その他ご意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第 27 号 佐伯市文化財保護推進委員の委嘱について

教育長 議案第 27 号佐伯市文化財保護推進委員の委嘱について、担当からお願いします。

社教総括 議案第 27 号佐伯市文化財保護推進委員の委嘱について、佐伯市文化財保護推進委員に次の者を委嘱及び佐伯市文化財保護審議会委員と兼任したいので、佐伯市文化財保護条例第 55 条第 2 項及び第 48 条第 3 項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。提案理由は、欠員が生じたため、後任委員を委嘱及び現推進委員を佐伯市文化財保護審議会委員と兼任したいので提出するものであります。以上です。

教育長 米水津地区で欠員が生じたため、2 名を補充するというものであります。1 名は文化財保護審議会委員との兼任となります。推進委員は地域の文化財についての現状確認及び必要な保護を行うための情報を提供するものであります。ご意見、ご質問はありませんか。

平井委員 推進委員は年配の方が多いのか。

社教総括 若い世代の方はいません。

教育長 その他ご意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第 28 号 佐伯市総合運動公園管理運営規則の一部改正について

教育長 議案第 28 号佐伯市総合運動公園管理運営規則の一部改正について、担当からお願いします。

体保課長 議案第 28 号佐伯市総合運動公園管理運営規則の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。提案理由は、佐伯市総合運動公園施設利用許可(変更)申請書及び佐伯市総合運動公園施設利用(変更)許可書について、屋内運動広場の照明設備に係る内訳に 2 分の 1 の区分の漏れがあり追記する必要があるため提出するものであります。以上です。

教育長 屋内運動広場の照明設備の使用料金は使用面積により料金が異なっています。条例上、照明設備の使用に係る区分に 2 分の 1 の記載があるのに当該規則ではその区分を漏らしていたため改正が必要となるものです。ご意見、ご質問はありませんか。

んか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

教育長 以上で予定した議事を終了します。ありがとうございました。

報告事項等

- (1) 平成 24 年度佐伯市立鶴岡小学校で発生した転倒事故に係る裁判について
- (2) 次回教育委員会までの主要行事について

教育長 以上報告事項、その他に報告事項等ありませんか。

(確認：特になし)

特にないようですので、以上で本日の第 7 回佐伯市教育委員会を終了します。

終了 16 時 45 分